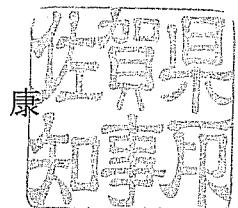


消第1470号
平成25年8月2日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」
原告団長 長谷川 照 様

佐賀県知事 古川



佐賀県知事に対する要請書に対する回答について

2013年7月12日付けで提出のあった要請書について、別紙のとおり回答します。

要請書に対する回答

■質問状への回答

1 放射性物質拡散予測についてうかがいます。

(1) 県は、事故が起きた際の放射性物質拡散予測をたてていますか。

(2) どのような場合を想定して拡散予測をたてていますか。

[回答]

(1)・(2) 県において原子力災害時の放射性物質拡散予測はたてていません。

原子力災害への対応のうち、専門的・技術的事項については、国の防災基本計画において、原子力災害対策指針によることとされているため、県としてはこれらに基づいて着実に災害対策を進めていく必要があると考えているところです。

なお、事故を想定して放射性物質の拡散状況を予測する場合、放出量・放出継続時間やその時の風向き・風速など、様々な仮定を置いて予測を行うことになり、条件設定が異なれば結果も異なってくることから、その精度や信頼性には限界があるため、国において放射性物質の拡散シミュレーションを実施された際にも、あくまでも目安として参考にすべきデータであるとされたところです。

2 県民の被ばくを避けるために、放射能拡散を予測する SPEEDI の情報を活用する必要があると思います。しかし、県は SPEEDI の利用を計画されていません。では事故が起きた際に、県はどのようにして、放射能拡散予測をするのですか。

[回答]

質問の 1 に対するご回答にもあるとおり、原子力災害への対応のうち、専門的・技術的事項については、国の防災基本計画において、原子力災害対策指針によることとされています。

同指針では、SPEEDI の情報（気象予測や大気中拡散予測の結果）については、緊急時モニタリング活動において参考にするといった考え方や、住民避難実施について、主に「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」において原子力施設の状況に応じて防護措置をとるとともに、主に「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」において、緊急時モニタリングの結果から、一定以上の空間放射線量等が確認された地域で防護措置を取ることを基本としながら、「原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ避難実施の判断を行う」といった考え方が示されています。

これを受け、3月 26 日に修正した県の地域防災計画においては、上記の考え方沿った国の指示や県・市町の判断に基づいて防護措置を実施することとしつつ、住民等に向けて、気象予測及び大気中拡散予測も含め、避難に資する情報の提供に努めることしており、その際には SPEEDI の情報も活用することを予定しています。

3 「原子力防災のてびき」によれば、原子力災害時には退避又は避難の指示が出るとされています。

(1) 退避又は避難の指示は、誰が、どのような方法で出すのですか。

- (2) 退避する際に、例えば玄海町の町民は、どのような経路で、どこに避難すればいいのですか。
- (3) 玄海町の町民で、自力で動くことのできない高齢者や障がいのある方は、どのようにして避難させるのですか。
- (4) 玄海町の住民全てを避難させるのに、何台の車が必要ですか。その車はどのようにして調達しますか。

[回答]

(1) 原子力災害対策特別措置法や国の防災基本計画等の考え方に基づき、県や市町の地域防災計画においては、屋内退避や避難指示は、国や県の指示、又は市町の判断により、市町長が出すこととしています。

また、避難指示を住民へ伝達するにあたっては、防災行政無線、広報車、船艇・航空機、テレビ・ラジオの放送、携帯電話のメール（緊急速報メールサービス、防災ネットあんあん等）、その他 FAX、ホームページ、ツイッター等の実情に即した方法等、あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施することとしています。

(2) 県が市町間の調整を図り、玄海町が策定した避難計画では、玄海町の町民の方々は、国道 203 号線を主とした避難経路をあらかじめ定めており、玄海町の地区ごとに、小城市内の指定された 14 カ所の避難所へ避難することとされています。

(3) いわゆる災害時要援護者の方々の避難が必要になった場合、在宅の要援護者の方々については、まずは同居の家族による避難支援（自助）が必要だと考えています。

また、同居の家族による支援が期待できない場合には、情報伝達や避難支援など共助が必要なことから、各市町が主体となって「個人避難支援プラン」を策定し、災害時には、近隣の支援者、自治会、自主防災組織などの支援を受けて避難を行うこととしており、県としては、個人避難支援プランの策定や状況に応じた更新・充実に取り組むよう市町に働きかけているところです。

ただし、実際には、計画どおりの避難が難しい場合も考えられることから、そのような場合には、防災関係機関が協力して見回り、残留者の有無を確認した上で、自衛隊等の関係機関の協力を得て、避難できるよう支援（公助）していくたいと考えています。

また、施設に入所されている方々は、施設が作成する避難計画に基づいて、施設が自ら確保されるか、県や市町の支援により確保した避難先へ避難していただくことになります。

(4) 原子力災害時に住民の方々が置かれた状況によって避難手段は異なると考えられるため、何台の車両が必要になるかをお答えすることは困難ですが、避難手段については、県地域防災計画において、自家用車避難を原則とし、それが困難な場合は近所の方との乗り合いや集合場所に参集してから市町等の保有する車両で避難すること、及びこれらの手段でも避難手段が不足する場合には、バス・タクシー協会や自衛隊に要請することとしています。

なお、災害の状況によって避難すべき地域の範囲は異なるため、原子力災害が発生すれば必ず玄海町の住民全てが避難しなければならないというわけではありません。

4 放射線障害が出た場合の緊急医療についてうかがいます。

- (1) 放射線被ばくによる急性症状を訴える者が出了した場合、どこの医療機関で治療を行うのですか。
- (2) 前記(1)の医療機関に搬送する手段はどのように確保するのですか。
- (3) 前記(1)の医療機関には放射線障害を治療することができる医師は何人いますか。
- (4) 仮に100名の急性症状患者が出た場合、どこに搬送しますか。

[回答]

- (1) 緊急被ばく医療の実施については、初期（事業所内診療所、救護所）・二次（唐津赤十字病院、佐賀県医療センター好生館）・三次（広島大学、放射線医学総合研究所）という体制を確保しており、その医療処置は、スクリーニング結果や線量評価に基づき、県域を超えた応援、協力のもと、関係医療機関が連携を図りながら実施します。
- (2) 通常の救急搬送と同様に、事業者等から通報に基づき搬送手段は確保されることになりますが、被ばく患者の人数や症状に応じて、域内搬送や広域医療搬送などが必要と判断される場合には、陸路搬送のほか、自衛隊等による空路搬送についても検討します。
- (3)・(4) 上記(1)及び(2)に記載のとおり、状況に応じて、県域を超え、あるいは、国全体で被ばく医療に取り組むものであり、今後とも必要とされる被ばく医療を円滑に提供できるよう、関係機関との連携強化に取り組んでいきます。

5 ヨウ素剤の配布についてうかがいます。

- (1) ヨウ素剤の配布はどのように行う計画ですか。
- (2) 事前の説明は、いつ、どのように行うのですか。
- (3) 予算は確保していますか。
- (4) 緊急時の服用の判断は誰が行い、誰がどのように住民に対して説明するのですか。

[回答]

- (1)～(3) 現在、UPZ圏内の40歳未満の住民等を対象として、安定ヨウ素剤の備蓄を行い、市町の庁舎等に配備しています。
PAZ圏内の事前配布については、今回、国が提示した安定ヨウ素剤の配布・服用に関する解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の内容を踏まえ、今後、関係市町と連携しながら事前配布に向け検討を行っていきます。
- (4) 原子力災害対策指針等にあるとおり、原子力規制委員会による服用の必要性の判断に基づき、国の原子力災害対策本部が安定ヨウ素剤の予防服用を指示し、当該指示に基づき、地方公共団体が住民等に対して指示することとなります。

6 事故が起きた場合の責任について

- (1) 重大事故の賠償の責任は誰が（どこが）負うと考えますか。
- (2) 泉田新潟県知事は「地域の安全を確保すること、住民の命と健康と安全を守ることが自治体の首長の第一の使命」と述べていますが、重大事故が起った場合、佐賀県知事の責任をどのように考えていますか。

[回答]

(1) 原子力発電所で事故が発生し、周辺に損害が発生した場合の賠償の制度については、「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」により基本的制度が定められています。

この法律においては、被害者に対して原子力事業者が無限責任を負うこととなっており、原子力事業者はその賠償に備えた措置として、保険への加入などにより 1,200 億円を賠償に充てられるようにしていなければ原子炉を運転してはならないこととされています。また、賠償額が 1,200 億円を超えるような場合には、必要に応じて政府が援助を行うことなどが定められています。

(2) 国及び事業者においては、新たな規制基準に基づき、現在、重大事故を発生させないための様々な取組が行われていますが、それでも事故が起きたときに国等と連携してどのように対応するのかといったことをあらかじめ決めておくことが原子力防災対策として県に求められていることと考えています。

■要請のうち、以下の項目についての回答

2. 原発事故への対応について、説明会を約 1 か月後を目途に開催すること

[回答]

原子力災害が発生した場合の対応について、住民の方々に対しては、従来から、市町において様々な方法で周知に努めていただくとともに、県としても、「原子力防災のてびき」を各戸に配布したり、毎年実施している原子力防災訓練に住民の方々にも参加していただき、実際に避難などの活動を体験していただくといった方法で、周知に努めてきているところです。原子力災害に限らず、災害への対応に関する住民への知識の普及啓発は、継続的に努力していくことが最も重要と考えており、今後とも、引き続きこのような形で周知の取組みを進めていきたいと考えています。こうした取組みを進めてきていることから、今回、これとは別に特に説明会を開催することは考えていません。